

製品該非判定結果一覧表について

輸出貿易管理令別表第 1

株式会社淀川電機製作所
業務部

当表は、下記製品（貨物）又は役務を、日本から輸出又は提供する際、輸出貿易管理令別表第 1 の 1～15 項／同別表第 2 及び外国為替令別表技術に掲げる規制に該当するか否かの当社判定結果一覧となります。

【判定区分に関して】

- （該当） 輸出貿易管理令別表第 1 の 1～15 項／同別表第 2 及び外国為替令別表技術の規制対象品目であり、かつ仕様上も該当するもの。
- （非該当） 輸出貿易管理令別表第 1 の 1～15 項／同別表第 2 及び外国為替令別表技術の規制対象品目であるが、仕様上で該当しないもの。
- （対象外） 輸出貿易管理令別表第 1 の 1～15 項／同別表第 2 及び外国為替令別表技術の規制対象品目になく、規制の対象とならないもの。

機種	判定区分	備考
電動送風機 全機種	非該当	※特注品はお問い合わせください
集じん機 DET/PET シリーズ全機種	非該当	※特注品はお問い合わせください
集じん装置付き作業台 YES シリーズ全機種	非該当	※特注品はお問い合わせください
電動工具 SY/YS/B シリーズ全機種	非該当	※特注品はお問い合わせください
集じん装置付き電動工具 FG/FS/FB シリーズ全機種	非該当	※特注品はお問い合わせください
エアブロー作業台 YMS シリーズ全機種	非該当	※特注品はお問い合わせください
溶接ヒューム用集じん機 SET シリーズ全機種	非該当	※特注品はお問い合わせください

※一覧表に掲載している製品は全て、「キャッチオール規制対象品（輸出令別表第 1 16 項対象品）」となりますので、以下の点をご留意ください。

- ・輸出対象国が、輸出時の最新外為法上のグループ A の国か否かを事前にご確認ください。
- ・最終用途及び最終需要者を確認の上、大量破壊兵器・通常兵器等の開発等に用いられる恐れがある場合は、事前に、経済産業省等関連機関にご相談ください。
- ・上記をご確認の上、輸出許可の要否につきましては、貴社にてご検討いただけますようお願い申し上げます。

※該非結果及び非該当証明書は、お客様の輸出業務を支援する情報提供であり、保証書や証明書ではありません。

輸出者/提供者である貴社にてご判断下さいます様お願い致します。

※一覧表に掲載している製品には、米国 EAR（再輸出規制）判定結果を含めておりません。

EAR 判定結果が必要な場合は、個別にご確認いただきますようお願いいたします。

※向け先国内での事故等一切の事象に関して、当社は責任を負いかねます。ご了承の上、ご使用ください。